

平成31年4月

管内の雇用状況(平成31年2月内容)

有効求人倍率1.05倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

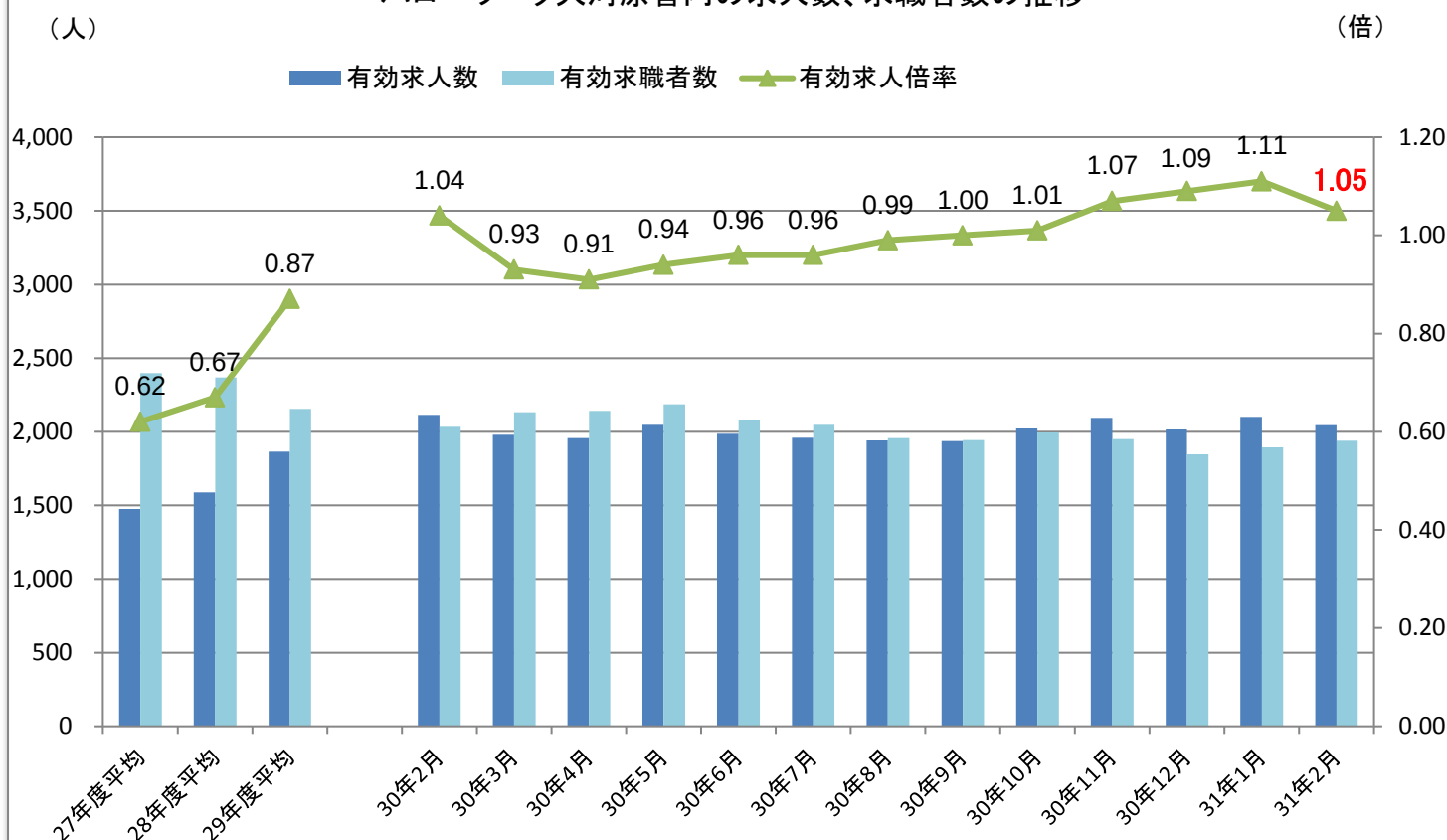
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

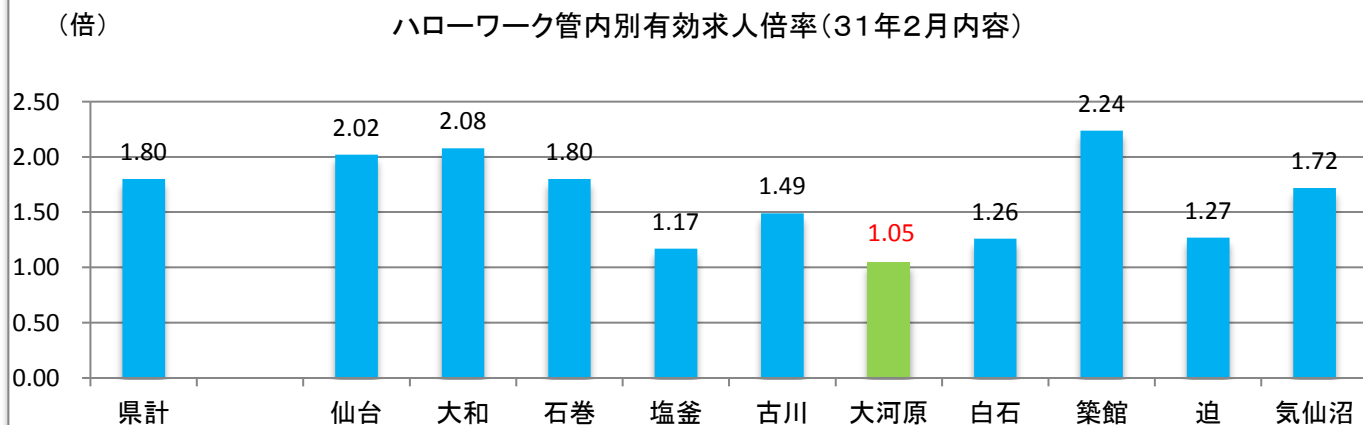
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっています。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移



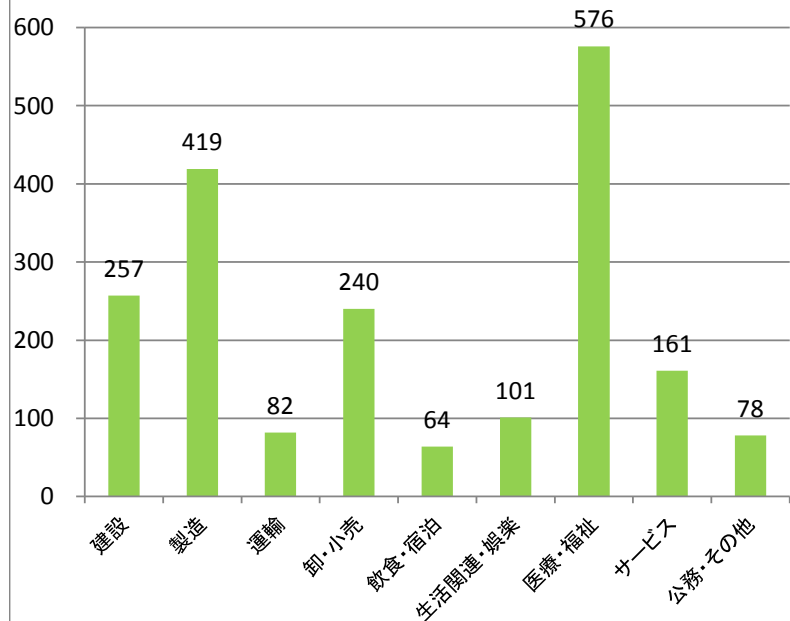
ハローワーク管内別有効求人倍率(31年2月内容)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

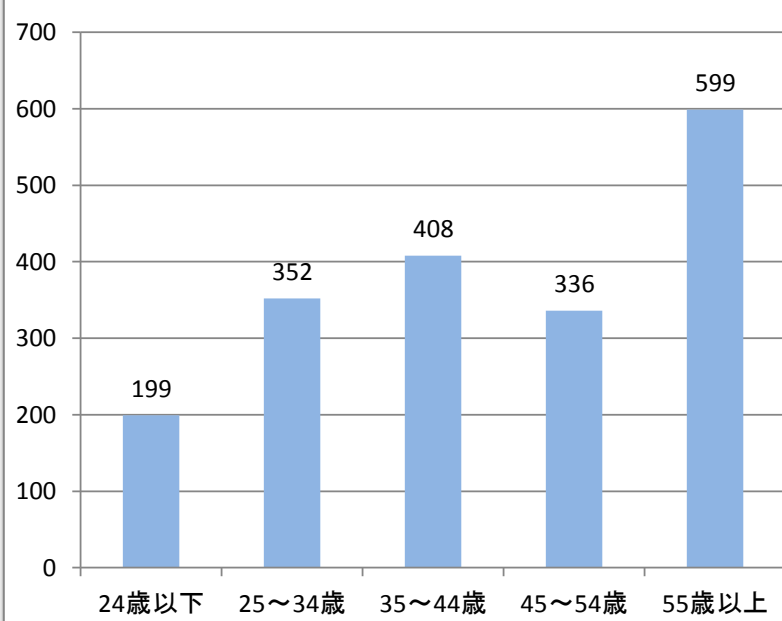
■ 30年12月～31年2月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

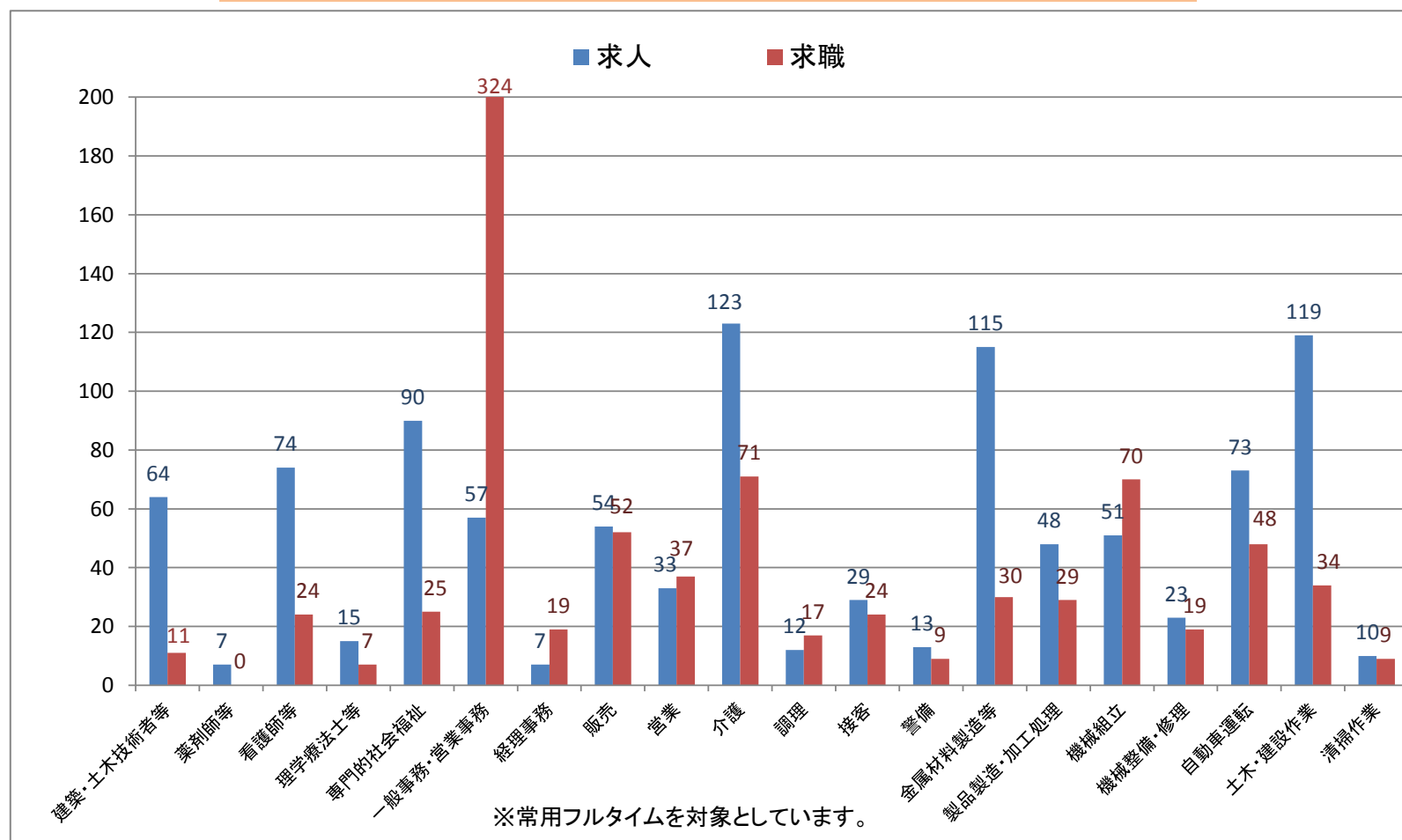
■ 30年12月～31年2月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【31年2月内容】



職業別新規求人賃金情報

【30年10月～12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	32	0	1	6	9	12	13	18	19
薬剤師等	6	0	0	0	0	1	1	1	6
看護師等	53	0	0	11	30	44	43	34	19
専門的・社会福祉の職業	49	0	8	32	28	21	9	3	2
一般事務員・営業事務員	59	0	38	36	24	17	5	3	1
経理事務員	4	0	1	4	3	2	1	0	0
販売員	35	0	3	25	29	28	5	4	3
営業員	24	0	0	5	11	16	15	14	10
介護の職業	54	0	18	46	38	26	2	0	0
調理の職業	7	0	4	4	4	3	1	1	0
接客の職業	11	0	3	7	7	6	2	0	0
警備員	3	0	1	2	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	64	0	11	42	44	39	25	18	9
製品製造・加工の職業	32	0	11	19	23	17	7	2	0
機械組立の職業	18	1	10	10	9	6	5	3	1
機械整備・修理の職業	15	0	1	10	12	11	8	7	2
自動車運転の職業	45	1	7	14	19	10	14	15	12
土木・建設の職業	46	0	3	8	26	35	32	26	20
電気工事の職業	20	0	0	2	8	9	9	16	15
清掃の職業	11	0	5	4	4	5	2	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【30年10月～12月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	213	172	196	233	216	235
専門・技術	250	197	204	307	261	269
事務	192	173	183	193	210	209
販売	229	167	276	205	226	*
サービス	185	176	174	186	183	197
警備	147	*	*	*	*	146
農林漁業	237	171	*	*	*	293
運輸	221	*	188	248	208	224
生産工程・労務	192	163	178	214	206	191

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

(求職者・事業主の方へ)

別添2

平成31年4月1日から

「トライアル雇用制度」の対象者を変更します

「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」は、より必要とする方が利用できるよう、平成31年4月以降、以下のように対象者の一部を変更する予定です。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

※ トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。
※ このリーフレットの内容は平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則等の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

対象者に追加

- ・ **ニートやフリーター等で45歳未満の人**
- ・ **生活困窮者**

- ◆ 上記の変更に伴い、以下の対象者区分は廃止します（下表参照）。
 - ・ 就労経験のない職業に就くことを希望する人
 - ・ 学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人
- ◆ 追加される対象者の詳細な要件については、別途お知らせします。

対象者の一覧（新旧対照表）

トライアル雇用の対象者	現 行	平成31年4月1日以降
	① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人	(廃止)
	② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人	(廃止)
	③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人	① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
	④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人	② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
	⑤ 妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人	③ 妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
	(新設)	④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満の人
	⑥ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	⑤ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、 生活困窮者

- ▶ 本制度の利用に当たっては、このほかにも各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL310206雇企01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。